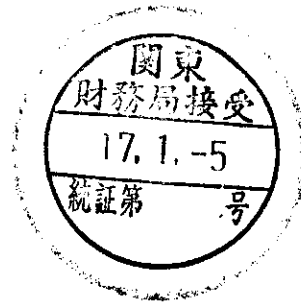



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】
 【提出書類】 変更報告書 No. 3
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 ピーティーエフ・リミテッド
 代理人弁護士 江尻 隆 
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号丸の内マイプラザ
 あさひ・狛法律事務所
 【報告義務発生日】 平成 16 年 12 月 28 日
 【提出日】 平成 17 年 1 月 5 日
 【提出者及び共同保有者の
 総数 (名)】 1 名
 【提出形態】 その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社SDホールディングス
会社コード	3726
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都文京区本郷三丁目 22 番 5 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (英国ケイマン諸島籍の外国会社)
氏名又は名称	PTF Ltd. (ピーティーエフ・リミテッド)
住所又は本店所在地	c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681GT, George Town, Grand Cayman, British West Indies (英領西インド諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱 2681GT、フットチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード、コダン・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド内)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 15 年 4 月 10 日
代表者氏名	Primary Management Limited (プライマリー・マネジメント・リミテッド)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 堀口 淳子
電話番号	03 (5219) 0003

(2)【保有目的】

純投資。発行会社の株価の動向に応じて、適宜新株予約権を行使し又は株券を取得・処分することを目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27 条の 23 第 3 項本文	27 条の 23 第 3 項第 1 号	27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			48,686 株
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株引受権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 48,686 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	48,686 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16 年 12 月 28 日現在)	S	410,853.81 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q / (R+S) X100)		11.85 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		12.74 %

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし			※ 1 取得 2 処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

報告者は、2003年4月24日付け免税リミテッド・パートナーシップ契約に基づくジェネラル・パートナーであり、同契約に基づき株券等に投資をするのに必要な権限を有している。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	—
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記内訳 (具体的に)	平成 15 年 12 月 5 日付で行われたサイトデザイン株式会社の株式移転により、同社の完全親会社である株式会社SDホールディングスの株式を保有するに至ったものである。平成 16 年 3 月 19 日付で 1:10 の株式分割が実行され、保有株数が 5,165 株から 51,650 株となった。同年 4 月 1 日付で 2,964 株処分し、保有株数は 48,686 株となった。
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	—

②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						

4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地
	該当なし		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that PTF Ltd., a company organized and existing under the laws of Cayman Islands (the "Company") and a general partner of the limited partnership named as "PTF L.P." and established under the laws of Cayman Islands and the Exempted Limited Partnership Agreement dated April 24, 2003 (the "LPS"), does hereby appoint, on behalf of the LPS, Mr. Takashi Ejiri, attorney-at-law of Asahi Koma Law Offices, with his office at Marunouchi MY Plaza, 1-1, Marunouchi 2-chome, Chiyodao-ku, Tokyo 100-8385, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan, in relation to acquisition, purchases, disposal and sales from time to time of any shares and/or bonds with share purchase options issued by SD Holdings Co., Ltd. by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the duly authorized director on this 1st day of November, 2004.

For **PTF Ltd.**



.....
Primary Management Limited,
Director

[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に基づき設立され存続する法人であり、かつケイマン諸島法及び2003年4月24日付け免税リミテッド・パートナーシップ契約に基づき設定された「ピーティーエフ・エル・ピー」との名称のリミテッド・パートナーシップ（以下「本LPS」という。）のジェネラル・パートナーであるピーティーエフ・リミテッド（以下「当会社」という。）は、本LPSのために、本書により、郵便番号100-8385東京都千代田区丸の内二丁目1番1号丸の内マイプラザに事務所を有するあさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆を、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、当会社による、株式会社SDホールディングスの発行する株券及び/又は新株予約権付社債券の取得、購入、処分又は売却の際に日本の証券取引法上要求される、大量保有報告書並びにその変更報告書及び訂正報告書を日本の関東財務局長その他の管轄官庁に提出する権限を与える。

上記を証するため、当会社は、2004年11月1日に、その名義において、適法に授権された取締役をしてこの委任状に署名せしめた。

ピーティーエフ・リミテッド

(署 名)

(署 名)

Christopher Karl WHELAN Brian Roger ELLIS

取締役：プライマリー・マネジメント・リミテッド